

# News Letter

発行日 2018.6.12

vol. 9

ニュースレターVol. 9をお届けいたします。

梅雨の晴れ間には太陽のありがたみを感じられます。皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、弊所博多支店は、来る6月26日をもちまして開業1周年を迎える運びとなりました。これもひとえに、皆様のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

今後とも、皆様のお力になれるよう、事務所一丸となって邁進してまいります。



## 債権回収①

文責 弁護士 岩永 隆之

### ○ある取り込み詐欺事件

A社は、一般消費者向けの商品を販売している会社です。これまで北部九州を主な販売エリアとしてきましたが、大消費地である東京圏にも販売エリアを拡大したいと考えていました。そのため、A社のA社長は東京で行われた商談会に参加して販売ブースを構えてみました。自社の商品には自信を持っていたA社長でしたが、はたして東京で商品が売れるのか一抹の不安を持っていました。

ところが、東京で同じような商品の販売をしているというB社のB社長がA社の販売ブースを訪れ、A社の商品を絶賛し、自分が探していた商品はこれだ、絶対に東京で売れるからB社の販売網を利用して売ればよいと言ってくれました。

その後、A社宛に、B社から大量の発注書が届きました。A社長は、商圏拡大の絶好の機会が来たと思い、すぐに発注書どおりの大量の商品をB社宛に送りました。

幸運は続くもので、B社からの大量発注があった翌日には、B社長から話を聞いて是非うちでも商品を取り扱いたいと言うC社のC社長からも大量の発注書が届きました。A社長は、東京の商談会に行って良かったと思いつつ、C社にもすぐに商品を送りました。

ところが、代金の支払時期になったのに、B社からもC社からも一向に支払いがありません。電話をかけても誰も電話に出ません。

後日調べてみると、商業登記簿記載の会社の所在地には会社はなく、代表者の住所にも代表者は居住していませんでした。調査会社の調査レポートを取り寄せてみようとすると会社の情報自体が登録されていませんでした。警察にも相談に行きましたが、典型的な取り込み詐欺であり、犯人逮捕は難しいのではないかと行って、あまり真剣に話を聞いてもらえませんでした。

### 目次:

債権回収①.....	1
外国人を雇用するためには①.....	2
無料法律相談月間のご案内.....	3
介護施設出張法律相談のご案内.....	3
おすすめの本.....	4
弁護士ときどき釣り人.....	4
おススメグルメ紹介.....	5

## ○債権回収や与信管理の重要性

上記の例は、たまに相談がある事例です。会社は、キャッシュが回らなければ存続できないのですから、債権をきちんと回収するのは極めて重要です。上記の例で未回収額が500万円であった場合、単に500万円損したではありません。会社の利益率が5%であった場合、500万円の損失を売上でカバーするためには2000万円もの売上が必要となるのです。

会社は利益確保のために取引拡大に全力を挙げなければなりません。なんとか取引を拡大したいという気持ちが強いあまりに、取引先の信用調査を怠ったり、不払いのリスクを見誤る可能性があります。

そこで、今後、数回にわたって、①与信管理、②任意的な債権回収、③強制的な債権回収に関して、掲載したいと思います。今回は、①与信管理です。

## ○与信管理～取引相手をどのように見分けるか？

冒頭にあげた詐欺事件では、事前調査がまったくと言って良いほどできていません。最低限の調査をしていれば、そもそも取引すべきではない相手だということが判明していたのではないかと思います。

## ○まず調査すべきこと

相手方の協力がなくても調査できることを調べる必要があります。

### ①商業登記簿謄本

頻繁に住所や役員が変更されていたり、減資がされていれば要注意です。

また、会社の所在地に会社が実在するのかを調査し、大きな取引であれば、会社訪問もするべきです。なお、最近では、現地まで行かなくても、グーグルでもある程度調べられます。

### ②不動産登記簿謄本

会社の所在地や役員の住所に関する不動産登記簿謄本を調べることは必須です。

所有権に関する甲区欄に税金滞納による差押登記がないか、代物弁済予約に基づく所有権移転請求権の仮登記がないかなどを調べます。前者の記載があれば、税金滞納があるわけですから通常は取引すべき相手ではないでしょう。後者の記載があれば、その土地を担保代わりに金銭を借り入れしているということですから要注意です。

また、担保権に関する乙区欄に、抵当権者がいること自体は普通のことなので問題ではないのですが、抵当権者が、最初は都市銀行だったのに、ノンバンク、消費者金融、正体不明者などになっている場合、資金繰りに窮している可能性が高く、要注意です。

### ③信用調査

帝国データバンクや東京商工リサーチなどの調査調書を

購入したり、新規調査を依頼することも検討して良いと思います。有益な情報を得られる可能性があります。ちなみに私は帝国データバンクの情報を利用することが多いです。

## ④インターネット

意外と侮れないのがネット情報です。会社名や代表者名を検索すると、犯罪関連情報、訴訟が係属している情報などが得られることがあります。ネット情報はすべてを鵜呑みにはできないにせよ参考になります。私の知り合いの会社社長は、取引判断の際にグーグル検索をして、ある会社役員が反社会的勢力に関係している可能性があることが判明し、危うく難を逃れたことがあったと言っていました。

## ○相手方の協力を得て調査すべきこと

次に、相手方の協力が必要な情報でも取得するに越したことはありません。

### ①決算書

粉飾の可能性もあるため、鵜呑みにはできません。自社の顧問税理士に分析してもらっても良いかも知れません。

### ②社長の人となり

政治家や有名人との付き合いを自慢する人、接待などに過大なコストをかける人、反社会的勢力との付き合いがありそうな人は要注意です。

### ③社内の様子

社内が整理されているか、従業員の様子ややる気はどうか、退職者が多くないか、分不相応に豪華ではないか、倉庫内に返品の山ができていないかなどは調査する必要があるでしょう。また、取引先や入金額、入金時期なども聞いて資金繰りに問題がないかも注意しておきたいところです。

さらに、後日の強制的な債権回収に備えて、取引銀行名や支店、その会社の取引先(売掛先)も確認する必要があります。

以上

## 外国人を雇用するためには①

文責 弁護士 新富 崇央

近年、人手不足の影響から、外国人留学生を雇用したいと考える企業が増えてきています。正社員として外国人留学生を雇用するためには、在留資格を留学から就労可能資格に変更する必要がありますが、会社で予定される業務内容に照らして、当該留学生の在留資格を変更可能か分からない等といったご相談が、弊所博多支店で増えてきています。そこで、今後のニュースレターでは、在留資格変更の概要及び注意すべき問題点等に触れていきたいと思っています。

まず、ご相談を受ける上で多い誤解の1つに、就労可能な在留資格、所謂「就労ビザ」は、留学ビザからの変更であれば簡単に取得できるというものです。恐らく、近年、街のコンビニや飲食店で、外国人が働く様子が頻繁に見られるようになった為、あたかも外国人に対し就労ビザが容易に与えられているかのような印象があるのでしょう。しかしながら、これは大きな間違いです。

現在の入管法上、就労可能資格である在留資格は、「外交」、「公用」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興業」、「技能」、「技能実習」、「特定活動」の一部、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」です。たったこれだけです。一見すると、インテリ層に属する外国人しか就労できないような印象があります。

では、私たちが普段目にしてるコンビニや飲食店での外国人留学生は、如何なる資格で就労しているのでしょうか？大抵の場合、彼らの在留資格はあくまで「留学」です。ただ、一切就労が許されないかと言えばそうではなく、「資格外活動の許可」と言われる許可があれば、一定の範囲での就労が可能です。資格外活動許可を得ている外国人留学生の在留カードには、「資格外活動許可欄」という欄に「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」と記載があり、風俗店等での就労を除けば、就労ビザのような職種制限はありません。但し、上記記載の通り、原則として週28時間以内の就労に限られます。「簡単に就労ビザに変更できる」との誤解は、留学ビザでの就労に、職種制限が原則として存在しないことから生じているのだと感じています。

何か特殊な技能(調理師等)や資格(医師・弁護士等)を有しているわけではない普通の外国人留学生が、日本の一般的な企業に就職する場合、多くは就労可能な在留資格

のうち、「技術・人文知識・国際業務」の就労ビザへの変更を目指します。「技術・人文知識・国際業務」の就労ビザは、大きく分けて「技術」の在留資格と「人文知識・国際業務」の在留資格に分かれ、前者の典型例はシステムエンジニア、プログラマーや航空機の整備、精密機械器具や土木・建設機械等の設計・開発等の技術系の専門職に従事する外国人となります。「人文知識・国際業務」の就労ビザの典型例には、コンサルタントや経理、金融、総合職等(以上、人文知識)や、翻訳、語学教師、海外取引業(以上、国際業務)が挙げられます。

これをご覧になられている皆様は、「普通の外国人留学生が、日本の一般的な企業に就職する場合」との説明があったんじゃないかと思われるかも知れませんが、これが日本の現実なのです。ただ、私が上記のとおり典型職種を挙げた本当の理由は、最初に述べた通り、在留資格の変更はそう甘くないことを強調したかったからでもあります。

次回からは、「技術・人文知識・国際業務」の就労可能な在留資格を例に挙げ、在留資格変更を行う際のポイントや注意すべき点等をご説明していきたいと思えます。

以上



### 無料法律相談月間のご案内

今年度の無料法律相談月間についてご案内いたします。

偶数月(6, 8, 10, 12, 2月)は**債務整理**、奇数月(7, 9, 11, 1, 3月)は**相続**に関するご相談を無料で承ります。

個人、法人は問いませんので、お気軽にご相談ください。

なお、ご予約の際は、弊所ホームページの法律相談カレンダーをご参照ください。

お問い合わせ先は、本紙の最後のページをご覧ください。

### 介護施設出張法律相談のご案内

介護施設における法律相談についてご案内いたします。

顧問先介護施設に弁護士が訪問の上、無料で相続相談、成年後見相談を承っております。

介護施設にとっても施設利用者の為のサービスとして利用することができます。また、成年後見人をつけることで施設と施設利用者との利用契約に疑義が生じることを回避することができます。

これまでにご利用いただいた方からはご好評をいただいております。是非ご活用ください。

## おすすめの本

齋藤孝著「田中角栄 人を動かす話し方の極意」(平成28年 朝日新聞出版)

田中角栄氏が総理大臣であったとき私は生まれたばかりなので、リアルタイムで演説を聞いた覚えはありません。しかし、ユーチューブで演説を聞いたとき、難しい話を分かりやすく話すことのできる知力、細かな数字まで示して説明できる記憶力、聴衆を楽しませるユーモア、全身から醸し出される頼りがいや器の大きさを感じることができ、大ファンになりました。ユーチューブでの演説ではロッキード事件の裁判中なのに、聴衆に向かって、「みなさん、このネクタイは良いネクタイだが、ロッキードからもらったものではありませんよ」と発言して笑いをとって、今の政治家にはいない人物の大きさを感じさせます。また、本書でも紹介されていますが、石破茂さんの結婚式のスピーチで、結婚相手を石破さんから紹介された際のエピソードとして、次のような話をしています。「相手は誰だ、と聞いたら、丸紅の女性だ、と。なにッ！丸紅の女？しかし、丸紅は、いい会社だ。ウン、わたしのことがなければ、もっといい会社だ」。これも裁判中の出来事です。

本書は、齋藤孝さんが田中角栄氏の魅力的な語録を取り上げ、それに解説を加えています。田中角栄氏の人間に対する洞察力など非常に勉強になるし、また勇気がわいてきます。角栄待望論が唱えられるわけです。

私がとくに気に入ったのは次の言葉です。

「仕事をすれば批判が起こってくるのも当然ではないか。信濃川に橋をかける場合でも、かける、かけるといっているときは皆に喜ばれるが、実際にかけてみると、下流の人は、それ上流にかけすぎだ、というし、こんどは下流にかければ上流の人が同じことを唱える。みなさん、ですから、田中さん、せっかくの田中ブームを長続きさせるためにあまりせっかちに仕事をしないほうがいいですよと言ってくれる学者もいるんです。しかしムードで政治などできるわけがない。ですから私の人気が悪くなったら、ああ田中は仕事をしているんだナ、とまずはこう思っていたきたい。」

批判されるのは仕事をしている証拠と思えば、精神的にタフになるのは間違いありません。

(文責:岩永)

## 弁護士ときどき釣り人



皆様こんにちは。

先日、福岡の顧問先様から、「ニュースレターの釣りの記事見ているよ」との優しいお言葉を頂き(笑)、今後も釣りの記事が続けていこうと心に誓った新富です。ですが、最近は業務の方が忙しく、なかなか釣りに行けておりません。まあ、私がメインターゲットとする鱸は、塩分濃度が薄くなるのを嫌うので、この梅雨の季節は例年余り釣れないのですが…。

そこで本日は、塩分濃度が薄かろうと濃かろうと無問題のターゲット、鱸(スズキ・シーバス)をご紹介します。鱸は海のルアーゲーム界において1、2位を争う程の人気ターゲットです。強い引きに加え、その精悍な顔つきから釣り人には非常に人気が高く、私が海での餌釣りからルアー釣りへと転向するきっかけとなった魚です。ただ、汚染された水質に強いという性質から、沿岸で釣れるものは独特の臭いがある個体が多く、リリースする場合があります。

私の今の釣りのスタイルは、キャッチアンドイトが基本ですので、この鱸という魚は、もはやターゲットとして狙うことは少なくなりましたが、釣れると昔を思い出させてくれる感慨深い魚です。

(文責:新富)



## おすすめグルメ紹介

事務職員宇野澤より、皆様におすすめしたい長崎市内のグルメ(お店)を紹介致します。外食等をする際に参考にいただければ幸いです。

店名: Bar refuge バル・ルフージュ  
所在地: 長崎県長崎市鍛冶屋町6-12  
電話番号: 095-824-9382  
おすすめメニュー: オードブル



おすすめのメニューは、オードブルです。テリーヌやエスカベッシュ、チキンガランティーヌなど、数品の中から好きなメニューを選ぶことができます。他にも、ラザニアやソーセージなどの美味しいメニューもあり、ワインの種類も豊富です。

フランス料理というと、コース料理を想像される方もいらっしゃると思いますが、バル・ルフージュは料理を単品で注文することができるので、自分の好きなメニューを注文したいというかたにおすすめです。  
(文責: 宇野澤)



## 弁護士法人岩永・新富法律事務所

長崎本店 〒850-0055 長崎市中町5番23号 大久保中町第二ビル2階

博多支店 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11

第13泰平ビル6階601-1号室

電話、FAX、Eメールにてご相談を承っております。

何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。

無料法律相談のお電話はこちら

長崎本店 095-829-2120

博多支店 092-292-3693

FAXの方はこちら

長崎本店 095-829-2121

博多支店 092-292-3694

メールの方はこちら

長崎本店 iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

博多支店 iwanaga-sintomi@arrow.ocn.ne.jp